

社会保険労務士法 罰則

社会保険労務士法の罰則は大きく3つあります。

第1位…不正行為の指示

(保険給付の受給をごまかしたり、保険料の徴収に関して違法な指示をした場合)
⇒これは詐欺に該当。

第2位

- ・守秘義務
- ・名義貸し

第3位

- 帳簿の備付け及び保存（2年間）…開業社会保険労務士対象
- 依頼に応じる義務（開業社会保険労務士は、独占業務が付与されている関係上、原則、依頼を拒否できない。）
例外（拒否可能な場合）
 - ・依頼内容が違法な場合
 - ・紛争解決手続き代理業務←これは、特定社会保険労務士の業務のため依頼事項から除かれています。
- 名称の使用制限（類似名称等）

■社会保険労務士 罰則まとめ

1位	2位	3位
3年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金	1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金	100万円以下の罰金
・保険料のごまかし等の 詐欺行為	・守秘義務、名義貸し	・書類の保存 ・依頼に応じる義務